

平成 19 年度監査の結果（第 1 回）  
に関する報告に基づき丸亀市長等  
が講じた措置の通知内容

平成 20 年 5 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成20年5月7日

丸亀市監査委員 大岡 正典  
同 高木 康光

- 1 措置を講じた部局  
丸亀市長
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成19年7月31日から平成19年11月27日まで  
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
平成20年1月31日
- 4 措置通知年月日  
平成20年4月28日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
下記のとおり

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

指摘事項

各課共通	企画財政部（企画課）	1
個 別	企画財政部（税務課、綾歌・飯山総合市民センター）	1～2
個 別	総務部（秘書広報課、庶務課）	2～3
個 別	健康福祉部（福祉課・健康課・児童課、介護支援課、亀寿園）	3～5
個 別	生活環境部（環境課、クリーン課、生活課、保険年金課）	5～6
個 別	競艇事業部（事業課）	7

意 見

各課共通	企画財政部（企画課）	8
個 別	健康福祉部（児童課）	8
個 別	生活環境部（生活課、保険年金課）	9

## 平成19年度監査の結果に関する報告(第1回)に対する講じた措置の内容について

### 1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	施行決定決裁において、随意契約理由等の適用条項の誤りが多く見られるので、決裁時には法令等を十分確認しておくこと。	随意契約の理由等については、地方自治法、同施行令、本市契約規則等の法令等を十分確認し、施行決定するよう周知徹底いたしたい。
指摘	各課 共通	備品台帳において、備品の保管場所の誤記載が多く見られるので、毎年の点検に支障をきたすことから、適正な保管場所を表示すること。	備品の保管場所については、所管課において備品台帳に基づき管理しているところであるが、今後は備品の管理をより正確に行うとともに、台帳の記載については適正に表示するよう周知徹底していく。
指摘	各課 共通	共用車使用申込書兼運転日報において、使用目的、経路の記入内容が不十分なため、経路に見合わない走行距離等が見受けられるので、使用目的、経路を明確に記入すること。	共用車使用申込書兼運転日報については、使用目的をより具体的に記載するとともに、経路についても明確に記載するよう周知することとする。
指摘	各課 共通	単価契約において、支出負担行為決議書を作成しない場合は、契約内容についての決裁権者の決裁を受けること。	支出負担行為決議書を作成しない単価契約については、単価見積等を徴した後、決裁権者の決裁を仰ぎ契約内容を確定するよう周知徹底いたしたい。

企画財政部 税務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	債務負担行為決議書は、債務負担行為の議決を得たものについて作成するものであり、長期継続契約を締結する場合は、債務負担行為の議決や決議書の作成は必要ないので改めること。また、契約書に長期継続契約である旨を明記すること。	債務負担行為決議書については、不要であったため、削除しました。今後は、長期継続契約である場合は、契約書にその旨を明記し、誤りのないように注意いたします。

企画財政部 税務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	地籍情報管理システム保守委託契約の支払条項において「請求があった日から40日以内に委託料を支払う」となっているが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」では給付に対する対価の支払は「契約書を作成する場合は30日以内」とされているので、改めること。	今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律のとおり、30日以内に契約いたします。

企画財政部 綾歌市民総合センター

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	行政財産の目的外使用について、その許可又は取り消しは副市長、継続許可は部長の権限となっている。また、企画財政部管財課への合議が必要とされているので、職務権限規程に従って決裁を得ること。	職務権限規程に従って、ご指摘のとおり措置しました。

企画財政部 飯山市民総合センター

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	コピー機の賃貸借契約2件を纏めて支出負担行為決議書を作成しているが、支出負担行為決議書は契約1件ごとに作成すること。	平成20年度からは、契約1件ごとに支出負担行為決議書を作成することとした。

総務部 秘書広報課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	記者クラブが負担すべき新聞代を市が一旦立替えて支払い、後日記者クラブに請求し、受領しているが、記者クラブが新聞配達所に直接支払うべきであるので改めること。	記者クラブの新聞代については、平成20年度より、記者クラブにて直接支払う。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	現金受入票綴りのうち、1枚が所在不明となっているが、誤記等により汚損した場合は「廃棄」と記載して綴りに残して保管すること。	現金受入票綴りの保管について、所在不明分については原因究明し、誤記等により汚損した場合は指摘のとおり対応し、今後は取扱いに十分注意いたしたい。
指摘	個別	固定資産評価審査委員会の運営研修会に係る駐車場代を予算措置をせずに執行した後に予算流用の手続きを行い支出しているが、今後は予算の適正な管理を行うこと。	平成20年度以降の運営研修会の旅費については、公共交通機関を利用しての旅費を予算計上するとともに適正な予算管理を行うことといたしたい。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>移動支援事業委託契約書において、「乙は事業の委託料として、別表単価表の金額に各月毎の区分に応じた利用者数を乗じた金額から利用者より受領した利用料を差引いた金額を請求するものとする。」となっているが、「利用者より受領した利用料」ということであれば、未納がある場合はどうなるのかという疑義が生じる。「第4条で定める利用料を差引いた金額」とする等、契約の内容を明確に表示すること。</p> <p>また、裁判管轄に関する規定がないので、公文例規程に倣い明記すること。さらに、契約書では「地域生活支援事業実施要綱」という国の要綱に基づいて支給となっているが、起案書では「丸亀市移動支援事業実施要綱」によるとなっているので、市の要綱によって支給すると改めること。</p>	平成20年度からの契約で改めたい。

健康福祉部 健康課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	各種検診医師割当事務委託について、契約書では「老人保健事業等業務完了後委託料又は報酬を支払うものとする。」となっているが、前金で支払っており、契約事項に違反した支払いとなっている。前金で支払う場合は、契約書に前金払いができること及び後日精算しなければならない旨、明記すること。	新年度より、事業完了後(年度末)の支払いをする旨、両医師会へ伝え、了承を得ておりますので、指摘事項に関する契約書修正の予定はありません。

健康福祉部 児童課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	保育所児童送迎用駐車場用地の賃貸借契約において、「引き続き土地を賃借しようとする時は、期間満了3か月前までに申し出なければならない。」と自動更新契約になっているが、実体は毎年改めて契約している。単年度契約であるのか、長期継続契約であるのか等、契約の内容を明確にすること。	保育所児童送迎用駐車場用地の賃貸借契約は、賃貸当時の事情により、10年間の長期継続契約と単年度契約がありますが、全ての契約に「引き続き土地を賃借しようとする時は、期間満了3か月前までに申し出なければならない。」の文言が入っています。20年度からの単年度契約については、この文言を削除して契約します。
指摘	個別	私立保育園運営補助金交付要綱では「入所児童一人当たり一日単価は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。」となっているので、一日単価を決定する決裁を得るよう改めること。	19年度から私立保育園運営補助金の入所児童一人当たり一日単価は、決裁を得ていますが、支出負担行為決議書に添付できていませんでしたので、次年度から添付します。

健康福祉部 介護支援課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	地域包括支援センターの設置については、市町村及び市町村から委託を受けた者が設置できることとなっており、丸亀市では丸亀市が地域包括支援センターを設置した旨告示されていることから、地域包括支援センター名ではなく、丸亀市名で契約するよう改めること。	介護予防支援業務委託契約書の委託者の甲欄については、平成20年度から地域包括支援センターの設置者である丸亀市との契約に改める。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	冷暖房機保守点検業務委託において、年2回の分割支払いが行われているが、支出命令及び会計課の審査において契約どおりの支払いかどうかの確認が必要であるので、契約書の支払条項には、回数、金額など、必要事項を明記すること。	<p>・新年度分の契約から次のとおり改正いたしたい。</p> <p>(旧)</p> <p>第9条 乙は、委託業務についてその確認及び検査の合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続に従って契約金の支払を請求するものとし、甲は契約金の支払請求書を受理したときは、30日以内に当該金額を支払わなければならない。</p> <p>(改正案)</p> <p>第9条 契約金の支払いは2回均等払いとし、端数が生じる場合は1回目で処理するものとする。</p> <p>(2) 乙は、委託業務についてその確認及び検査の合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続に従って契約金の支払を請求するものとする。</p> <p>(3) 甲は契約金の支払請求書を受理したときは、30日以内に乙の指定する口座に、振込みにより当該金額を支払わなければならない。</p>

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	墓地管理料の収納において、現金払込調書兼領収書の納入者欄に納入義務者の氏名が記入されているが、分任出納員が現金受入票により収納した金額を市に納入するものであることから、納入者欄は分任出納員名とし、摘要欄には現金受入票の番号を記入するよう改めること。 また、現金受入票綴は交付時に一連番号を付し、50枚束であることを確認して交付すること。	墓地管理料の収入における現金払込調書兼領収書の納入者欄は、分任出納員名とし、摘要欄には現金受入票の番号を記入する。 また、現金受入票綴は交付時に一連番号を付し、50枚束であることを確認して交付する。
指摘	個別	墓地公園墓地施設使用料及び管理料の過年度滞納繰越分について6月1日付けで調定しているが、過年度滞納繰越分の調定期限は4月1日であり、現年度の滞納繰越分の調定期限は6月1日であるので改めること。	墓地公園墓地施設使用料及び管理料の過年度滞納繰越分について6月1日付けで調定していたが、過年度滞納繰越分の調定期限を4月1日に改める。

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	クリーンセンター丸亀制御式エレベーター保守点検業務委託において、前金払いをしているが、途中で解約した場合の精算条項を契約書中に記載すること。	今後の契約については、監査委員の指摘を踏まえ、委託契約書に途中解約した場合の精算条項を盛り込み、前払金の精算方法を行う措置を講じる。

生活環境部 生活課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	コミュニティセンターでの現金受入票の取り扱いにおいて、指定管理者でない団体については市が雇用している所長を分任出納員に任命する手続きを行い、所長が収納するよう改めること。	現金受入票の取り扱いについて、平成20年度より、コミュニティセンター所長を分任出納員に任命する。(指定管理を行うセンターは除く)

生活環境部 保険年金課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	国民健康保険出産育児一時金の過誤払いの返納金の調定について、返納金が分割納付された時点で同額の調定をしているが、返納金が生じた時点で全額を調定し、出納閉鎖時において未納があるときは、6月1日付で繰越調定すべきであるので適正な処理をすること。	次年度より訂正。



区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>出走表等配布業務委託において、「配布場所及び配布枚数」を変更する契約を締結しているが、契約期間の変更は必要ないにもかかわらず誤って契約を変更している。</p> <p>このため、契約の内容が不明確になっている。今後、契約内容の精査を行うこと。</p>	<p>指摘のあった履行期間を含め、今後変更契約を結ぶ際には、変更内容を明確化するよう注意いたします。</p>
指摘	個別	<p>ポートピア丸亀の警備業務委託の契約解除に伴って、支出負担行為の減額を行っているが、契約解除の申出の承認の可否や損害賠償請求の是非等についての決裁を得るよう改めること。</p>	<p>指摘のあった件について、契約解除の申出の承認の決裁を得たうえで、支出負担行為の減額を行うように改めます。</p>

## 2.意見

### 企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	備品購入とそれに伴う保守点検については、それぞれ別々に価格競争を行っているが、備品の購入価格と保守点検料を合算した額で比較決定することとし、保守点検については長期継続契約として契約を締結することについて検討していただきたい。	備品購入とその保守点検を合算した額で比較決定し施行決定することについては、法令等を十分確認し検討したい。また、長期継続契約については、昨年12月「丸亀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」を一部改正し、その取扱について本年2月要綱を制定したところであるが、対象となる業務委託契約としてエレベータ、空調設備等の保守管理業務 清掃業務 警備業務等庁舎又は公の施設等の管理業務としている。今後、長期継続契約の対象についても検討してまいりたい。
意見	各課 共通	消防設備、電気設備等の保守点検委託については、入札や見積り合わせにより競争性を確保し、経費節減や事務軽減を図るため、綾歌町内の施設あるいは飯山町内の施設を一括して契約することについて検討していただきたい。	施設の保守点検業務等のうち、清掃業務委託については、入札を実施し3年間の長期継続契約を締結したところであるが、消防設備、電気設備等の保守点検委託については、今後綾歌町及び飯山町の施設も含めて一括契約により経費節減や事務の軽減が図れるものについては実施するよう検討していきたい。

### 健康福祉部 児童課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	私立保育園運営補助金には、丸亀市私立保育園運営補助金交付要綱に基づいて補助しているが、その第1条では「入所児童の処遇の向上を図るため」となっている。保育園に対する運営補助なのか、入所児童に対する処遇の向上を図るための事業補助なのかを明確にし、事業報告書により補助効果を確認できるようにしていただきたい。	私立保育園運営補助金は、従来から保育園に対する運営補助として運用しています。私立保育園8園は、定員も様々であることから、補助金の額は入所児童数から積算していますが、主には年度途中入所に対応できる人材の確保や公立保育所ではできにくい乳児保育などの特別保育を実施するにあたり、不足する経費を補うために活用していただくものです。また、毎年事業実績調書により補助効果を確認しています。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	提案公募型協働事業委託契約において、契約書の総則第1条で「別紙、提案公募型協働事業企画提案書に基づき」となっており、別紙として事業企画提案書を添付しなければならないが、添付できない場合は、「何年何月何日付けで乙から提案のあった事業企画提案書に基づき」として、事業企画提案書が特定できるようにしていただきたい。	企画提案書が特定できるよう措置いたしたい。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	小手島、手島地区巡回検診傭船借上については単価契約であるので、支出負担行為額の積算の根拠として、支出負担行為決議書の下欄空白部分に単価及び回数を記載するようにしていただきたい。	意見のとおり、支出負担行為額の積算根拠がわかるよう記載した。